

# 新高等学校学習指導要領（国語科）の教材研究について：「論理国語」と言語教育

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 大河 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4840">https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4840</a>

# 新高等学校学習指導要領(国語科)の教材研究について —「論理国語」と言語教育—

学芸学部 国文学科 黒田 大河

**要旨：**平成30年(2018年)高等学校学習指導要領(国語)の改訂が行なわれ、令和4年度(2022年)より年次進行で実施される。従前の国語科学習指導要領における必修科目「国語総合」が「現代の国語」および「言語文化」に、二年次からの選択科目が「現代文」、「古典」、「国語表現」から「論理国語」、「文学国語」、「古典探究」、「国語表現」となる。伝統的な言語文化の重視と実用的な言語運用力の向上という課題に対して、求められる教材はどのように変化するのか、また新学習指導要領における教材研究と授業設計に必要な変化とは何かを考察した。「現代の国語」および「論理国語」における小説教材の排除という問題に対する批判をふまえ、今次の学習指導要領のねらいについて再検討した。また国語科教科教育法における教材研究の実践報告をふまえて、「論理国語」における教材の意義について確認し、「論理国語」で扱われるべき教材について、論理性と批評性を持ち、現代社会の課題を扱ったものであることを明らかにした。

**キーワード：**学習指導要領、教材研究、指導案、論理国語

## 1. はじめに

2018年3月に改訂告示された「高等学校学習指導要領(国語科)」(以下新学習指導要領と呼ぶこととする)であるが、2021年度(令和3年度)より実施された中学校新課程に続き、2022年度(令和4年度)より年次進行で導入されることとなっている。「主体的・対話的で深い学び」を目指す学びのカリキュラム改正は中高一貫しているが、高等学校の課程では特に科目編成の変化が著しいため、導入前より論争を引き起こしている。必修科目「国語総合」が「現代の国語」および「言語文化」に、二年次からの選択科目が「現代文」、「古典」、「国語表現」から「論理国語」、「文学国語」、「古典探究」、「国語表現」となることで、従前の教材が論理的・実用的教材と文学的教材とに弁別される結果となっており、小説などの文学教材の軽視につながるという問題を引き起こすことが予想されるためである。

記憶に新しいのは、新学習指導要領に準拠した教科書検定において、「現代の国語」の教科書に小説教材が掲載されたことが、学習指導要領から逸脱する一種の抜け駆けではないかと批判されたというニュースである。『高等学校学習指導要領解説(国語編)』においては「論理的な文章や実用的な文章を読み、その内容や形式について、引用や要約などをしながら論述した

り批評したりする活動」という言語活動例を受けて「内容の取り扱い」として「論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的文章を除いた文章である」<sup>1)</sup>とされている以上、従来の課程での定番教材であった、芥川龍之介「羅生門」、志賀直哉「城の崎にて」、夏目漱石「夢十夜」、村上春樹「鏡」等が掲載されていること自体が検定違反ではないかという疑義も故なしとはしない<sup>2)</sup>。

これらの定番教材は旧カリキュラムでは「国語総合」もしくは「現代文」で扱われたものである。従前のカリキュラムで古典教材(古文・漢文)、現代文教材(小説・評論)という位置づけで授業編成が行われるケースが多かったことを考えればわかることだが、新学習指導要領では古典教材と近現代の文学的教材(小説や韻文など)がすべて「言語文化」に分類され、論理的・実用的文章を教材として扱う「現代の国語」では評論文しか扱えないとなれば、教科書の内容から定番教材が大きく削減されることは明らかであろう。

大学入学共通テストの試行問題において、生徒会の規約文(平成29年度)、著作権法の条文(平成30年度)などの非文学的文章が資料として登場したのも、論理的・実用的文章の読み書きを意識した作問だったと考えられる。文学的教材の読み書きよりも、論理的かつ実用的な文章の情報を分析し、それをもとに思考

し表現する力が新しい学力観では必要であることを示す事例であるが、本番の大学入学共通テストでは記述式解答が見送られたと同時に、実用的文章の読解ではなく、いわゆる評論文が出題されていることも注目される（令和3年度は香川雅信「江戸の妖怪革命」、令和4年度は檜垣哲哉「食べることの哲学」、藤原辰史「食べることはどういうことか」）。

もちろん、大学入学共通テストは新学習指導要領の施行前のものであり、旧カリキュラムの受験生に向けたものであるのだから、実用的な文章ではなく評論文から出題されたのは当然と言えるかもしれない。他方で新しい学力観にそった傾向としては、複数の資料を読み比べて考察することを求めている点や、生徒の授業ノートを想定した発問からは、「主体的・対話的で深い学び」を想定した側面も見られることから、新学習指導要領の学力観に即して先行実施されているという側面もあると思われる。

本論が発表されるころには、2023年度から使用される「論理国語」および「文学国語」の検定済教科書が提示され、さらなる議論がなされていることが予想される。問題は新学習指導要領において想定される教材とはどのようなものであるべきなのか、果たしてそれは文学的教材と非文学的教材という枠組みでとらえて良いものであるのか、ということである。基本に立ち返って考えるべきことは、新学習指導要領で目指されている学びの目標が達成されるためには、どのような教材を用いての教材研究と授業設計がなされるべきかということである。

本稿では、第一に新学習指導要領の特色を示す科目として「論理国語」における「目標」と「内容の取扱い」を再検討することで、新課程の教科書で想定される教材の在り方を提言したいと考える。また、2020年、2021年の二年度に渡って行った国語科教育法の講義内容を振り返ることで、現役の大学生の考える「論理国語」にふさわしい教材についての話し合いを紹介したい。現役の学習者生徒に近い世代の学生たちの視点を提示することで、空理に終わらない授業実践における問題提起とすることができればと考えるからである。

## 2、「論理国語」における「目標」について

新学習指導要領における「論理国語」の目標は次のように示されている<sup>3)</sup>。

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通

して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 実社会に必要な国語の知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 論理的、批判的に考える力を伸ばすとともに、創造的に考える力を養い、他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりすることができるようにする。
- (3) 言葉がもつ価値への認識を深めるとともに、生涯にわたって読書に親しみ自己を向上させ、我が国の言語文化の担い手としての自覚を深め、言葉を通して他者や社会に関わろうとする態度を養う。

全体目標については高等学校国語科の各科目で共通である。小中学校国語科の目標において「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」とある部分が、高等学校では「国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力」とされており、「的確」かつ「効果的」な言語運用能力を育むことが目指されていることが確認できる。

(1)～(3)の各項目がそれぞれ「知識及び技能」、「〔思考力、判断力、表現力等〕」、「学びに向かう力、人間性等」という能力の三要素に関わる目標となるのは新学習指導要領共通の構造である。

「論理国語」の「知識及び技能」について「実社会に必要な」という限定が付されていることは、この科目が必修科目である「現代の国語」の系列であることを示している。つまり、論理的思考力や言語運用能力をもって社会的コミュニケーションに関わることを目的としているのであって、選択科目では「国語表現」が同系列と言える。

ちなみに、「言語文化」の目的として掲げられた「生涯にわたる社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に対する理解を深めることができるようにする」<sup>4)</sup>という文言は、「文学国語」と「古典探究」とに共有されており、伝統的言語文化の継承という、新学習指導要領におけるもう一つの柱としてつながっている。

(2)の「思考力」については明確に「論理的、批判的に考える力を伸ばすとともに、創造的に考える力を養い」<sup>5)</sup>とある。これは「論理」を中心としたこの科目の根幹であることは確かだが、必修科目においても「現代の国語」と「言語文化」とに共通して「論理的に考える力」は「共感したり豊かに想像したりする力」

と同様に重視されていることがわかる。ちなみに同様の「思考力」「判断力」についての目標は「国語表現」および「古典探究」にも明記されている。

しかしながら、「論理国語」と対になる科目である「文学国語」のみ「深く共感したり豊かに想像したりする力を伸ばすとともに、創造的に考える力を養い」とあることから、両科目が国語科のふたつの側面として論理的思考力と共感し想像する力とを分け持っているという構造であることがわかる。

ただし、これら「思考力」の要素は、「他者との関わりの中で伝え合う力を高め」という、必修科目と共通する「表現力」につながることで始めて完成される。論理性と批判的に考える力をベースとして、言語活動によってつながり合い、「自分の思いや考えを広げたり深めたりする」ことが「論理国語」の目標であるということになる。

(3)の「学びに向かう力、人間性等」については、他の科目とほぼ同様となっているが、必修科目群が「我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち」としているところを「我が国の言語文化の担い手としての自覚を深め」と目標を高めているところに選択科目としての特色がある。

さて、以上のように「論理国語」の目標を確認してみると、新学習指導要領における選択科目の位置づけが明確となった。

第一に「論理国語」と「文学国語」とは、必修科目の「現代の国語」と「言語文化」によって得られた学力をさらに伸ばすために設定されており、「知識及び技能」に関しては各々同様の目標を掲げていることがわかる。

それゆえ第二点として言えることは、「〔思考力、判断力、表現力等〕」について、「論理国語」の目的に言う「論理的、批判的に考える力」および「創造的に考える力」と、「文学国語」の目的における「深く共感したり豊かに想像したりする力」とは、指導目標の総則における「言葉による見方・考え方」の両極の観点として位置づけられているのであり、本来その一方のみを偏重することは許されないのではないかということである。

むろん選択科目は文系理系に限らず多様化する高等学校の課程に即して選択できるよう配置される必要があるだろうから、必ずしも両科目8単位をセットとして学ぶ必要はないだろう。しかしながら、例えば受験において不必要だという理由から「文学国語」を忌避し「論理国語」のみを選択するように科目配分するこ

とは、新学習指導要領の持つ可能性を制限してしまうことになるのではないだろうか。

### 3、「論理国語」における「内容の取扱い」について

本節では「論理国語」における教材を確認するために、「内容の取扱い」を再検討する。項目ごとに確認してみよう<sup>6)</sup>。

(1) 内容の〔思考力、判断力、表現力等〕における授業時数については、次の事項に配慮するものとする。

ア 「A 書くこと」に関する指導については、50～60 単位時間程度を配当するものとし、計画的に指導すること。

イ 「B 読むこと」に関する指導については、80～90 単位時間程度を配当するものとし、計画的に指導すること。

配当時間については各教科同様言語活動を重視し「B 読むこと」に偏重しないよう規定されている。「論理国語」の特徴として言えることは「話す」「聞く」「話し合う」活動ではなく、論理的・実用的文章の読み書きに重点を置いているということである。だとすれば、どのような教材を想定しているかが問題となる。

(2) 内容の〔思考力、判断力、表現力等〕に関する指導については、次の事項に配慮するものとする。

ア 「B 読むこと」に関する指導については、必要に応じて、近代以降の文章の変遷を扱うこと。

「B 読むこと」の指導において「近代以降の文章の変遷を扱う」というところに注目を促したい。「実社会に必要な国語の知識や技能」(目標)の中に、現在の実用文のみならず「近代以降」の文章の時代性をふまえた読解や、文体の変化についても学ぶ必要があるということが示されている。『学習指導要領解説(国語編)』にも次のように解説されていることを確認しておく。

**近代以降の文章の変遷**とは、近代以降の文章や文体の移り変わりのことである。また、読んだ文章の書き手がそれぞれの書かれた時代にどのような考えをもち、それをどのような文章や文体で書いているのかを知ることは、文章についての理解を更に深め、

それを契機にして発展的な読書に結び付けていく<sup>7)</sup>。

「我が国の言語文化の担い手としての自覚を深め」るためには、歴史的な継続性と変化とに自覚が必要であることは言うまでもないことであるが、伝統的な言語文化への配慮は「言語文化」、「文学国語」に任せ、「現代の国語」、「論理国語」においては同時代としての「現代」の情報のみを扱うこととされているという理解は明らかに誤っていることがわかるのである。

次に教材についての定義を見ていこう。

(3) 教材については、次の事項に留意するものとする。

ア 内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B読むこと」の教材は、近代以降の論理的な文章及び現代の社会生活に必要とされる実用的な文章とすること。また、必要に応じて、翻訳の文章や古典における論理的な文章などを用いることができること<sup>8)</sup>。

ここでは二種類の文章が教材として定義されている。一つは「近代以降の論理的な文章」であり、今一つは「実用的な文章」である。『学習指導要領解説（国語編）』によれば前者は「明治時代以降に書かれた、説明文、論説文や解説文、評論文、意見文や批評文、学術論文などの論理的な文章のこと」であり、後者は「実社会において、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章のこと」とされている<sup>9)</sup>。

ここから明らかなように、「論理国語」において扱われる教材とは「現代の国語」において定義されたところの「現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章」<sup>10)</sup>とは異なっているということである。ここで「現代の国語」についての「解説」をあらためて確認しておこう。

**論理的な文章**とは、説明文、論説文や解説文、評論文、意見文や批評文などのことである。**現代の社会生活に必要とされる論理的な文章**とは、これらのうち、「言語文化」で扱うような、これまで読み継がれてきた文化的な価値の高い文章ではなく、主として、現代の社会生活に関するテーマを取り上げたり、現代の社会生活に必要な論理の展開が工夫されていたりするものなどを指している<sup>11)</sup>。

このように、「論理的な文章」の種類についてはほぼ

同様であるが、「現代の国語」における教材には「これまで読み継がれてきた文化的な価値の高い文章ではなく」という限定が付されているのに対して、「論理国語」で扱う教材には「明治時代以降に書かれた」ものが含まれることが注目される。さらに、必要ならば「翻訳」や「古典における論理的な文章」まで扱うことが許されていることから、「論理国語」においても伝統的な言語文化への配慮がなされていることがわかるのである。

そもそも「これまで読み継がれてきた文化的な価値の高い文章」を教材として扱えない「現代の国語」の規定も問題含みであるわけだが、こちらの定義は〈文化的な価値のないもの〉を扱うようにという指示ではなく、あくまでも「現代の社会生活に必要な論理」を扱うべきことが示されていると読まれるべきであろう。言い換えれば「論理国語」における教材とは、単に「現代の社会生活に必要とされる実用的な文章」だけでは不足であり、「明治時代以降に書かれた」ものであり、かつ「文化的な価値の高い文章」であることが含意されていることになる。

すなわち、必修科目であるがゆえに「現代の国語」と「言語文化」とは相補的な関係であることに対して、選択科目としての「論理国語」では、現代の価値観に限定された実用文の読み書きだけではなく、「近代以降の文章の変遷」を含んだ言語文化的な教養を身に付けることも目的のひとつであることになるだろう。

もちろん、「近代以降の論理的な文章」も「実用的な文章」も、「現代社会生活に必要とされるもの」という条件が付されていること、また事実に基づき虚構性を排したノンフィクションであること、という限定を外して考えることは許されない。『学習指導要領解説（国語編）』には次のようにある。

論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である。論理的な文章や実用的な文章については、その目的が言語表現としてどのように実現されているか、その言語表現が社会生活などにおける目的の達成のために実際にどのように機能することが期待されているか、などの視点に立って読んでいくことが求められている<sup>12)</sup>。

ここにおいて、文学教材を排除する論理が示されている。小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学作品を虚構性の高いものであり、社会的な効用を求めない文章

だと考えていることがわかる。実用的な文章とはその逆に社会的な効用が必須である。つまり、特定の目的のためになされた言語表現であって、どのような結果を求めて表現されたかがその指標であることになる。

本論は「論理国語」の分析であり、文学作品＝フィクションの社会的効用については論じることを差し控えるが、虚構とはすなわち社会的効用のない虚言であって、実用的な文章とは対立するとする文学観・芸術観はきわめて偏狭なものであるということは指摘しておきたい。

「内容の取扱い」(3)の続く項目は次のとおりである。

- イ 内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A 書くこと」及び「B 読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

続いて言語活動の例を「B 読むこと」の(2)から確認しておくことと次のおりである<sup>13)</sup>。

- ア 論理的な文章や実用的な文章を読み、その形式や内容について、批評したり討論したりする活動。
- イ 社会的な話題について書かれた論説文やその関連資料を読み、それらの内容を基に、自分の考えを論述したり討論したりする活動。
- ウ 学術的な学習の基礎に関する事柄について書かれた短い論文を読み、自分の考えを論述したり発表したりする活動。
- エ 同じ事柄について異なる論点をもつ複数の文章を読み比べ、それらを比較して論じたり批評したりする活動。
- オ 関心を持った事柄について様々な資料を調べ、その成果を発表したり報告書や短い論文などにまとめたりする活動。

「A 書くこと」に関しても、同様の観点が示されているが、結果を文章にまとめるというアウトプットに重点があることが「B 読むこと」における言語活動との違いとなっている。「B 読むこと」における言語活動の例は、それぞれ論述、発表に重点が置かれており、報告書や論文としてまとめる作業は副次的なものとして位置づけられている。

以上からわかることは、論理的な文章や実用的な文

章の読み書きを重視した「論理国語」の授業においても、「B 読むこと」の言語活動の例に明らかなように、「話すこと」「聞くこと」の活動も「読むこと」を扱う授業の中で取り組むように規定されているということである。また、そのために必要な教材が、事実に基づき虚構性を排したノンフィクションである必要があるのは、資料を基にした事実を共有して批評や討論を行い、それらを文章としてまとめたり発表したりする言語活動を重視するためであることが確認できた。

「論理国語」において目指されているのは、「他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりすること」である。そのために論理的な文章や事実に基づいた文章を読み解き、情報の共有や対話に努めることが求められている。論理国語の要諦とは、単に虚構としての文学性の排除という偏狭なものではなく、むしろ多様な思考や論点を交わし合うことで「学びに向かう人間性」を深めることであった。そのような「主体的・対話的で深い学び」が実現して始めて「我が国の言語文化の担い手としての自覚」が生まれ、「言葉を通して他者や社会に関わろうとする態度」が養われるのである。

#### 4、「国語科教科教育法」における授業実践を通して考える

筆者は大阪樟蔭女子大学において国語科教科教育法を担当しており、主に二回生が受講する「国語科教科教育法 A」「国語科教科教育法 B」では中学校課程について、三回生が受講する「国語科教科教育法 C」「国語科教科教育法 D」では高等学校課程について講義することとしている。ここで、2020年度および2021年度の受講生の協力を得て、新学習指導要領における「論理国語」にふさわしい教材についての議論を紹介しておきたい。

国語科の授業実践について指導案の作成や模擬授業の演習を通じて教育実習に赴くにふさわしい実力を養成するのが「国語科教科教育法」であるが、新学習指導要領が公示されたことで、学生の学びはふたつの困難を抱えることとなった。すなわち自分たちが受けてきた教育を支えてきた指導要領とは異なった指導原理を理解し身に付ける必要があるということが第一点。さらに2022年度から新カリキュラムが導入されることとなる現場において、教育実習を受ける必要があることが第二点である。

指導する教員自身が新しい課程を研究する必要があることはもちろんであるが、学生たちは新しい学習指

導要領を熟読して理解するだけでなく、旧カリキュラムとの違いも比較検討することが求められることとなったと言える。

さらに、この二年間は新型コロナウイルスの蔓延による大学教育の新たな局面でもあったことが、指導の困難さに拍車をかけた。模擬授業の実践まで踏まえなければ学習指導要領の理解は覚束ないし、指導案の作成も難しいのである。したがって、教員養成系の大学はいずれも同じ困難に直面していたと思われるが、対面授業が制限されるなかで、どのようにして講義を深められるのかは、まさに暗中模索という状態であった。

幸い本学は少人数制での指導が可能であった上に、リモート環境も早期に整えることができた。具体的には、manaba というポータルサイトから教材を配信したり、小テストやレポートに取り組ませたりできた。また Zoom を利用しての授業実践では、奇しくも中高教育現場でのリモート授業の実践を先取りして実感できる体験となった。実際に受講生はパワーポイントなどを利用したプレゼン形式での模擬授業をこなすことができたのである。

さて、課題は「論理国語」にふさわしい教材についてのディスカッションであるが、これもコロナ禍で登校が制限された状態での実践だった。2020 年度とその翌年度、それぞれの春期（前期）講義が緊急事態宣言の発令などによりリモートによる実施となっていた。その状態での講義内容は、秋期（後期）に模擬授業が可能になるように、リモート状況を逆手にとって可能な限り資料を読み込んでの座学に務めた。

しかし、前述の manaba にはインターネット掲示板が実装されており、配信された資料を読み込んだ学生同士が掲示板上で議論を重ねることが可能となっていた。

そこで「新学習指導要領について」というスレッドを作り、講義者から課題を提示して議論を深めさせることにした。その話題のひとつが「論理国語にふさわしい教材について」だった。以下、実際の学生の投稿から抜粋して示し、どのような教材が想定されているのかを検討してみたい。

#### 4・1 2020 年度「国語科教科教育法 C」（春期）

受講生は 18 名（当時学芸学部国文学科 3 回生）、立ち上げた掲示板は「高等学校国語科の学習指導要領について」である。2020 年 5 月 10 日より 7 月 25 日まで書き込みが重ねられた。最初の投稿として、講義者より次のように指示した<sup>14)</sup>。

2022 年度から年次進行で実施される新しい学習指導要領ですが、特に国語科については大きな改訂です。

例えば、従来の 1 年次「国語総合」（現代文、古文、漢文を含んでいます）は「現代の国語」と「言語文化」とに分かれます。「現代の国語」は「現代国語」とは全く異なった科目です。

また、選択科目に「論理国語」と「文学国語」が設定されます。この改訂に示されているのは、論理的な文章と文学的文章に教材を分けて考える思考です。

みなさんが習ってきた授業の中には、小説がいくつもあったと思います。それが扱われる時間が大きく削られるのではないかと、言われています。この授業では、客観的に新しい指導要領を見ていきますので、良い悪いの議論はしないこととしますが、国語科がみなさんの習った教科と大きく変化する可能性があるのです。

このスレッドでは、みなさんの意見を自由に書きこんでいて下さい。

掲示板は資料を提示して課題に取り組んでもらうリモート講義とは別に、空き時間に書き込むように指示した。学生同士が自発的に対話を重ねたり、交通整理を行ったりする様子は、普段以上に対話的な学びの実践とも言え、興味深いものであった。他にもスレッドは準備したが、この課題については全 137 の書き込みがあり、その内 22（講義者自身の助言を含む）が「論理国語」に関する書き込みであった。

最初に講義者から『「論理国語」にふさわしい教材はどんな文章でしょうか。考えを述べて交流して下さい。』と書き込みをし、そこにレスポンスするかたちで議論が進んだ。

私は「論理国語にふさわしい教材」として、「契約書」を教材にすることを提案します。

契約書は社会生活を送る上で切って離せないもので、「現代の社会生活に必要なとされる実用的な文章」にも分類されるのではないかと考えております。また、甲乙というような、普段は目にするものが少なく複雑に感じる言い回しもあります。そのため、契約書の文章に触れることで慣れていくことが必要かと思われまます。

例えば、「駐車場使用契約書」というような身近で簡単な契約書の読解から取り組み、どのような内

容が書かれているか読み解きまとめる練習から始め、やがて他の契約書との比較を行い、どちらと契約するのが良いか考えるというような授業が考えられます。(Aさんの投稿)

Aさんは続いて「A書くこと」の活動については「A 特定の資料について、様々な観点から概要などをまとめる活動」を、「B読むこと」の活動について「A 論理的な文章や実用的な文章を読み、その内容や形式について、批評したり討論したりする活動」または、「E 同じ事柄について異なる論点をもつ複数の文章を読み比べ、それらを比較して論じたり批評したりする活動」を言語活動として例示した。講義者からは大学入学共通テストの試行問題を共有して学びを深めるよう指示したが、この世代の学生たちが大学入学共通テストの試行問題に取り組んだ経験から「契約書」という教材を取り上げたことがわかる。

私自身、高校生の頃に新テストに向けたプレテストとして、生徒会の問題を解いたことがあるのですが、規約書など「〇〇書」と呼ばれる文書は、難しい単語が多かったりする印象を私も受けています。

そのなかでも、Aさんの提案された「契約書」は、これから私たち学生も含め、高校生までの子どもたちも、いつか社会に出て自立していったとき、会社に雇用されたり、自分自身で家を買ったり借りたり、様々な場面でこの「契約書」に出くわす機会が多くなっていくことが考えられます。(中略)したがって、Aさんの提案してくださった「契約書」を教材にすることはよい案だと思います。

さらに加えて、「同じ事柄について異なる論点をもつ複数の文章を読み比べ、それらを比較して論じたり批評したりする活動」を達成すべく、これらの契約書と並べて、SNS ツールの個人情報取扱に関する規約書等、より高校生にとって身近になってきている実用的な文章と並べてみるのもいいかもしれないと感じました。(Bさんの投稿)

中略した部分でBさんは、「契約書」が「現代の社会生活に必要とされる実用的な文章」であることを踏まえている。さらに契約という行為が成人を迎える世代に必要な行為となるという感覚も確かであるし、関連してSNSなどの規約を上げているのも実践的なアイデアである。

私は「論理国語」にふさわしい教材として、「新聞」がいいのではないかと思います。

理由として、まず内容面で見たとき、新聞にはその日のより最新な情報、その中でも社会情勢や政治に関する事柄等、社会生活に必要とされる情報が得られると考えられます。

そして、形式面で見ると、重要な要素が見出しで強調されていたり、現場の写真が提示されていたりします。

これは、小中学校のいずれか(または両方で)行った新聞づくりで見出しの重要性等を学習したり、新聞記事の要約を行ったりしたことからも言える通り、文章を読み解く力にもつながっていくと考えることが出来ます。

さらに、新聞は数ある情報メディアの中でも、そのすべてが「活字」であることから、「論理国語」の教材として非常に有効であると考えられます。(Cさんの投稿)

Cさんの提言は社会に役立つ情報を扱うということだけではなく、「読むこと」「書くこと」の言語活動の例として新聞記事を挙げていることがわかる。講義者からはどのような種類の記事が教材としてふさわしいのかさらに検討するよう助言したところ、新聞のコラムなどを提案した。

「論理国語」にふさわしい教材はどんな文章なのかと考え、「学術論文」はどうなのだろうかと思いました。私たち大学生はレポートを作成する際に学術論文を用いることがほとんどです。そのため、高校生のうちから学術論文に触れておくと、文や文章の組み立て方の理解を深めたり、語彙を豊かにするのではないかなと考えました。また、論理的な文章である学術論文を教材にして複数読み比べて(読むこと)、読んだ内容から自分の考えや意見を論述したり(書くこと)、討論・発表したり(話すこと)することで学習指導要領内の言語活動が行われることにもなるのかなと考えました。「学術論文」は、実用的な文章ではないので社会に出てからも出会う機会があるとは言えませんが、文を読む力や書く力は身に付けることができるのではないのかと思いました。(Dさんの投稿)

Dさんは契約書、新聞記事という提案についてそれぞれ同意した上で、インタビュー記事を例にあげて、

必ずしも論理的な文章になっていないものもあるという難点を提示した。その上で、大学生なら読む機会の多い学術論文を高校生にも教材として示すことを提案した。実用的な文章とは何かという点での問題提起ともなる発言だったと言える。

この年度の見解はおおむねこの三例に即して議論が進んだ。

契約書や SNS の規約書などの実用的な文章について同意する書き込みでは高校生にとっても身近に必要な知識であるという同意が多かった。大学入学共通テストの試行問題を解いた経験を次のように振り返る発言もあった。

普段親しみのない書き方や言葉の出てくる契約書はより深い読解力や語彙力が求められました。さらに学生の間からこのような書式の文章に触れることで、A さんもおっしゃっていた通り、得られるものは大きいと思います。社会人になれば当たり前のように必要とされる能力であることは明確なので、論理国語でこれらを扱い、問題文として取り上げることで、この科目設立の狙いである「実社会において必要となる、論理的に書いたり批判的に読んだりする資質・能力の育成」を目指せるのではないかと思います。(E さんの投稿)

また、新聞のコラムを扱う授業についての提案については次のような発言もあった。社会における目的を持った文章を対象とした「論理国語」における教材として、新聞記事が実践的に活用できる例と言えるだろう。

私も実際に、始業前にこの「天声人語」を読み、その内容の要約と、一通り読んでの自分の考えを簡潔にまとめて書くという取り組みを学校全体で行っていました。はじめは要約するだけで精いっぱいでしたが、次第に文章の中で筆者が伝えたいことをすぐに読み取れるようになり、単なる感想文で終わるのではなく、そこから発展して自分の考えを表現できるようになりました。また、社会で起きている様々な問題について関心を持てるようになりました。(F さんの投稿)

次の書き込みでは、新聞記事を用いた授業実践の意義や「話すこと」「聞くこと」を含めた「読むこと」の実践案までが想定されていると言える。

私も論理国語にふさわしい教材として新聞を活用することはすごくいい案だと思います。新聞を活用することで現代社会で起こっている社会問題、時事問題に触れることができ、言語活動の充実を図りながら、自ら考える力を伸ばすことが可能ではないかと思っています。また、論理国語に必要とされている、「現代の社会に必要とされる論理的な文章」「現代の社会生活に関するテーマ」を十分に満たしていると思います。

活用方法としては最新の時事問題、表紙などに書かれている見出しなどから重要なキーワードを探ることから始め、要約や感想を書くという動作を行うことで、文章を書く力や、考える力が身につく、また、実際に起きている社会問題を身近に感じることができると思います。それによって興味を持ち、関心意欲が高まることで、自主的に実社会における話題を吸収し、知識や語彙力を得ることができるようではと考えます。授業内で一つの社会問題を取り上げ、議論をしようということで、話す力も身につきますし、様々な意見を聞くことで視野を広げられると思います。(G さんの投稿)

以上の提案に対して、「論理国語」の「読むこと」における「言語活動例」をふまえて、より発展的な提案があった。

契約書や新聞記事はとても良い素材だと思います。高校生に身近なもので、「同じ事柄について異なる論点をもつ複数の文章を読み比べ、それらを比較して論じたり批評したりする活動」に重きを置いたものとして、法律や条例の改正について議論するなどはどうでしょうか？

高校生は投票できる年齢になりますし、少し政治に絡めた話し合いをすることで関心を集めることができるのではないのでしょうか？(H さんの投稿)

非常に有益な発言であったが、授業実践での困難も予想されるところであり、講義者からは次のような助言を与えた。

難しいのは、それではどこまでが国語科の範囲であり、どこからが社会科や道徳などの他教科の範囲であるかということでしょう。「文学的な文章を除いた文章」という教材の定義からすると、論理的な文章とは一義的に事実や意見を伝えることができる

ものと考えられているようです。

(契約書はその典型)

しかしながら、法律や条例の条文ひとつとっても、時々の政権や立場のことなる学者によって多様な解釈にさらされていることがわかります。「論理的、批判的に考える力を伸ばす」という論理国語の目標にかなう教材観と指導観を持つことは、なかなか困難なものになるでしょう。

前半で検討したように「論理的文章とは一義的に事実や意見を伝えることができるもの」という部分は僻見であって、実用的な文章に限って同じことは言えると考えられるが、同時に探究型の学習にも通じる困難が実用的な文章を教材として扱う場面では付きまとうことが予想できるのである。

問題提起に対して、学生からは、次のようなレスポンスがあって、議論がまとまった。議論を通して自分の意見を持つことと、他者の意見を尊重することの間に、論理的思考を重ねた議論の訓練が必要だとする、ディベート学習の提言である。

Hさんの「法律や条例の改正について議論する」という意見を拝読したうえで、先生が指摘された「どこまでが国語科の範囲であり、どこからが社会科や道徳などの他教科の範囲であるか」ということについて考えてみました。

法律や条例の改正は身近な問題ですが、授業で取り上げなければ議論されない難しい話題ですので国語科の授業に取り入れて考えるというのはとても意義のあるものだと感じました。しかしながら、社会科のテーマに近いというのも納得出来ました。

この問題点を踏まえた上で私は以下のように提案します。法律や条例の改正について「賛成派」と「反対派」にあらかじめ教師側が生徒を振り分けておくのはどうでしょう。

それぞれの意見にあった判断材料を用意して論理的に意見を述べる。そうすれば、論理国語の目標とする「論理的、批判的に考える力を伸ばす」ことにも繋がるのではないのでしょうか。

自分の考えを持ち論議することも重要だと思いますが、賛成反対を振り分けたからといって論理的に考えるという本質は損なわれないと思います。「論理的・批判的」とは物事に対して多様な観点と柔軟な発想が求められていると思うからです。

「法律や条例の改正を国語科が取り入れる必要」

と「時々の政権や立場のことなる学者によって多様な解釈にさらされている」という問題点を踏まえた上で意見させていただきました。(Iさんの投稿)

以上のように、2020年度の本講義では、「論理国語」にふさわしい教材とは、社会生活に必要な実用的な文章として「契約書」を典型とする実用文、もしくは実社会に必要な論理性、批判的な能力を涵養するために役立つ「新聞記事」等であるという結論に至っている。大学入学共通テストの試行問題を参照したことが影響していると考えられるものの、新しい科目の特殊性をつかんでいることと、異なる論点を持つ複数の文章を読み比べるという言語活動に思い至った点などに議論の深まりがあったと言えるだろう。

#### 4・2 2021年度「国語科教科教育法C」(春期)

受講生は8名(学芸学部国文学科3回生)である。立ち上げた掲示板は『論理国語』にふさわしい教材はどんな文章かであり、2021年5月16日より23日まで15の書き込みがあった。

この年度もリモート学習期間が生じたが、昨年度の反省からインターネットを利用した同時双方向性型の授業を心掛けていた。そのこともあって、掲示板での書き込みは、議論よりもむしろレポートに近いものとなったと考えられる。次に典型的な投稿を紹介する。

「論理国語」で使用する教材について、「近代以降の論理的文章及び現代の社会生活に必要とされる実用的な文章とすること。」「また、必要に応じて、翻訳の文章や古典における論理的文章などを用いることができること。」と述べられている。

近代以降の論理的文章とは、論説文や解説文、社会生活に関する意見文や批評文で、「言語論」、「情報論」、「社会論」、「環境論」、「メディア論」などのテーマがあると考えられる。実用的な文章とは、一般的には、実社会において、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章のことであり、法令文・記録文・報告文、宣伝文等である。

また、翻訳の文章は、現代の我が国の論理的文章の基本的な枠組みを考える上での重要な要素であると同時に国際理解を深めるための教材である。古典における論理的文章は、古典における歌論や俳論、芸術論や思想家による諸論を指している。

教材の具体例には、「科学技術論」について書かれている、長谷川真理子氏の『ラップトップを抱え

た「石器人』という文章を挙げる。要約すると、東海村ウラン燃料加工施設とスペースシャトル・コロンビアの事故を例に、人間のリスクに対する認識や、文明の進歩と人間の脳の関係性を根拠に挙げ、人間は原子力やロケットを開発できたけれど、実は、からだや感覚はそれらについていくことはできない「ラップトップを抱えた石器人」であると述べられている。理論的に考えるとリスクがあることは分かっているのに、どうして事故は起こってしまうのかといったような、論理の展開を的確に捉えた上で、生徒達の考えを広げることができる問いがある教材になっていると考えた。(Jさんの投稿)

Jさんは新学習指導要領を引用した上で、具体的な例を挙げている。教材の例として「科学技術論」について述べた評論を扱うことを提示しており、まとまりがよい。この投稿をひとつの範として、具体例の部分を様々に考えた投稿があったので次に挙げてみよう。

- 教材の具体例として、新聞記事や報道や広報の文章などを挙げる。「近代以降の論理的な文章」であり、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた「実用的な文章」であるといえるからである。(Kさんの投稿)
- 教材の具体例として、インターネットや新聞紙、報道の文章、またはコロナウイルスのワクチンのことなど書かれている説明文や解説文等をあげる。(Lさんの投稿)
- 教材の具体例として、近年問題となっている「海洋プラスチックごみ問題」を取りあげた新聞記事や論文を挙げる。問題を理論的に解説していきながら、海洋プラスチックを減らそうという実用的な考えをすることが出来、ポイ捨てがどのような影響を及ぼすかなど身近な問題に置き換えて考えることが出来ると考えられる。環境問題という現代で必要とされる実用的な文章だと考えられる。(Mさんの投稿)
- 教材の具体例としては、オリンピック開催についての新聞記事を挙げる。開催するにあたってのリスク、開催することに対するメリット等を多数の新聞記事から読み取り、生徒間で賛否を議論することもできる文章であると考えられる。(Nさんの投稿)

Kさんの「新聞記事」や「広報」などの文章という具体例に続いて、「コロナウイルス」、「海洋プラスチックごみ問題」、「オリンピック開催」などが取り上げられた。いずれも現実社会の問題にかかわる目的を持った文章であり、「論理的、批判的に考える力」を伸ばすという意義がある課題であろう。しかし、2020年度の授業での投稿についても指摘したように、これら話題先行型の例示は、国語科で扱うべき課題と社会科で扱うべき課題の境界をあいまいにする危険性がある。

探究型の学習が、言語能力やコミュニケーション能力という点では国語科の領域でありながら、調べ学習や討論の場面では社会科の領分であることがあり得るのである。もちろん教科を越えた指導や教材研究の意義を認めながら、本来「論理国語」で扱うべき「他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりする」という目的にかなった主題との向き合い方を模索する必要があるのではない。

その意味で、次のOさんの投稿は「論理国語」で新聞記事を扱うことの意義にふれている点で優れた考察である。

新聞記事には、様々な記事がまとめられている。リアルタイムで起こっている問題や、以前から問題になっている事、これから起こりうる可能性などについて知ることができ、またそれに関する様々な人の意見を知ることができる。そして、その意見に対して論理的、批判的に自分の意見を考えることで、自分の思いや考えを広げ、深めることができる。このように他者や社会に関わろうとする態度を養い、実用的な文章に触れることができるため、新聞記事は「論理国語」にふさわしい教材であると考えられる。(Oさんの投稿)

2021年度の講義では、実用文よりも論理性を重んじた評論文が例として取り上げられた結果となった。評論の対象がコロナウイルスや環境問題など現在の社会問題にふれるものであることが強調され、他者や社会に関わろうとする態度が「論理国語」における「実用性」や「批評性」であるとする認識が共有できたとと言えるだろう。

## 5. 結論

第一に、「論理国語」は必修科目「現代の国語」の系列であり、同科目が「言語文化」と相補的な関係であることからわかるように、「論理国語」も「文学国

語」と補い合うことではじめて新学習指導要領における「目標」が全的に充たされるような構造を持っていることがわかった。「論理的、批判的に考える力」および「創造的に考える力」とは、「深く共感したり豊かに想像したりする力」と相まって「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力」が育成されると言える。

第二に、「論理国語」における教材は「近代以降の論理的な文章及び現代の社会生活に必要なとされる実用的な文章」である。ただし「近代以降の論理的な文章」とは、フィクションではないものの、伝統的な言語文化の一部として当時の社会における価値を反映したものであり、現代の社会生活での必要性にとどまらない文化的な価値を持った文章が想定されると言える。

第三に、コロナ禍下の授業実践における講義での検討から明らかになったように、「論理国語」で扱われるべき教材は、論理性と批評性とを併せ持ち、現代社会の課題を扱った評論文や、喫緊の課題について論じた新聞報道や雑誌記事などであるべきだと学生たちは志向していることが分かった。

以上のことから、「論理国語」の教科書編纂においては、実用文の範囲を企業社会や産業界等の実社会にとどまらず、歴史的にも社会的にも広がりを持ったものと捉えて検討すべきものだと考える。

また、今後の大学入学共通テストや私立大学での出題範囲について付言するならば、「現代の国語」および「言語文化」は必修なので当然として「論理国語」および「文学国語」の位置づけが重要である。大学入学共通テストには小説問題が存在している以上、「現代の国語」や「論理国語」だけでは不足である。また、私大入試の場合では、古文・漢文を除く現代文のみに絞った出題範囲であっても、「現代の国語」のみを出

題範囲として提示すると、古典のみならず評論随筆として文学性を伴った文章は出題できないことになってしまうことに注意を促して、本稿を閉じる。

#### 協力

大阪樟蔭女子大学学芸学部 2020 年度春期「国語科教科教育法 C」受講生、および 2021 年度春期「国語科教科教育法 C」受講生。

なお、受講生のみなさんからは書面による引用の許可をいただいた。記して謝意を表したい。

#### 引用

1. 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説（国語編）』（2018 年 2 月 21 日、文部科学省）、p 101、106。
2. [https://www.daiichi-g.co.jp/pr/tb/doc/pdf/88660Q\\_現代の国語\\_ダイジェスト版.pdf](https://www.daiichi-g.co.jp/pr/tb/doc/pdf/88660Q_現代の国語_ダイジェスト版.pdf)（第一学習社『現代の国語』ダイジェスト版、2022/01/24 閲覧）
3. 1 に同じ、p 144、145。
4. 1 に同じ、p 26、27。
5. 1 に同じ、p 26、144。
6. 1 に同じ、p 173～177。
7. 1 に同じ、p 175。
8. 1 に同じ、p 175。
9. 1 に同じ、p 175、176。
10. 1 に同じ、p 106。
11. 1 に同じ、p 106。
12. 1 に同じ、p 176。
13. 1 に同じ、p 165。
14. 以下の引用はすべて「大阪樟蔭女子大学 manaba」より。